

令和5年度教育委員会事務局早期退職者募集実施要項

令和5年11月27日

三重県教育委員会

この要項は、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、早期退職者を募集（三重県職員退職手当支給条例（昭和29年三重県条例第61号。以下「退職手当条例」という。）第8条の3第1項第1号）することについて必要な事項を定めるものとする。

1. 募集の対象

一般職に属する職員（令和6年3月31日までに60歳に達する者を除く。以下「職員」という。）で、退職日現在において行政職給料表が適用され、勤続期間が20年以上であって、年齢が45歳以上の職員とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ・非常勤職員
- ・臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ・令和6年3月31日までに定年に達する職員
- ・令和5年12月8日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年12月8日から令和6年1月16日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

なお、勤続期間の計算については、退職手当条例第7条の規定によるものとする。

2. 優遇措置

退職手当条例第4条に基づき退職手当基本額を算出する。ただし、勤続期間が25年以上の者には退職手当条例第5条を適用する。

また、退職手当条例第5条の3に基づき早期退職の特例措置（60歳と年度末における年齢との差1年につき3%加算（上限45%））を適用する。

3. 募集の期間

令和5年12月8日（金）午前9時から令和6年1月16日（火）午後5時まで
（教育委員会が特に認める場合は令和6年3月22日（金）午後5時まで）

4. 退職すべき期日

令和6年1月4日（木）から令和6年3月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得

る。

5. 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(様式第一の三(三重県職員退職手当支給条例施行規則(昭和29年三重県人事委員会規則第7号の1。以下「退職手当施行規則」という。)第10条の3関係)) (以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属長に提出する。

※ 「応募申請書」を受領した所属長は、遅滞なく教職員課に提出のこと

(2) 選定後、令和6年2月8日(木)(予定)までに認定又は不認定の通知書を交付する。なお、応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定となる。

- ・この募集実施要項に適合しない場合
- ・応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ・懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ・引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式第一の四(退職手当施行規則第10条の3関係))を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. その他

その他この要項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

様式第一の三

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

三重県教育委員会 様

応募者

私は、三重県職員退職手当支給条例第 8 条の 3 第 6 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

ふりがな 氏名		所属 職名	
級号給	給料表[]	級	号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳
備考欄			

備考

- 1 令和 6 年 3 月 31 日現在で記入すること。
- 2 備考欄には退職希望日を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

様式第一の四

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

三重県教育委員会 様

取下げ申請者

私は、三重県職員退職手当支給条例第 8 条の 3 第 6 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募を取り下げます。

1 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
2 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

備考 「2 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

令和5年度公立学校職員の定年前早期退職者募集実施要項

三重県教育委員会

この要項は、教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的として、早期退職者を募集（公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和30年三重県条例第11号。（以下「退職手当条例」という。））第8条の3第1項）することについて必要な事項を定めるものとする。

1 募集の対象

一般職に属する公立学校職員（令和6年3月31日までに60歳に達する者を除く。）（以下「職員」という。）で、令和6年3月31日現在において勤続期間が20年以上であって、年齢が45歳以上59歳以下の職員とする。ただし、次のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ・ 非常勤職員
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 任期付職員
- ・ 令和6年3月31日までに60歳に達する職員
- ・ 令和5年12月8日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年12月8日から令和6年1月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

なお、勤続期間の計算については、退職手当条例第7条の規定によるものとする。

2 優遇措置

退職手当条例第4条に基づき退職手当基本額を算出する。ただし、勤続期間が25年以上の者には退職手当条例第5条を適用する。

また、退職手当条例第5条の3に基づき早期退職の特例措置（60歳と年度末における年齢の差1年につき3%加算（上限45%））を適用する。

3 募集の期間

令和5年12月8日（金）午前9時から令和6年1月17日（水）午後5時まで

4 退職すべき期日

令和6年1月4日（木）から令和6年3月31日（日）まで

- ・ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ・ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがある。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(第1号様式の2(第9条の3関係))(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に所属長に提出する。
- (2) 県立学校の所属長は、職員から提出された応募申請書を令和6年1月24日(水)午後5時までに県教育委員会へ提出する。
- (3) 小中学校・義務教育学校の所属長は、応募申請書を、市町等教育委員会を經由して令和6年1月24日(水)午後5時までに県教育委員会へ提出する。
- (4) 選定後、令和6年2月16日(金)(予定)までに認定又は不認定の通知書を交付する。なお、応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定となる。
 - ・ この募集実施要項に適合しない場合
 - ・ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ・ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - ・ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(第1号様式の3(第9条の3関係))を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 その他

その他この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第1号様式の2（第9条の3関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

三重県教育委員会 宛て

申請者

私は、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第6項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

ふりがな		所属	
氏名		職名	
級号給	給料表[]	級	号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳
備考欄			

備考

- 1 令和6年3月31日現在で記入すること。
- 2 備考欄には退職希望日を記入すること。

※三重県教育委員会記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

(受理年月日のみ所属長（校長）が記入)

第1号様式の3（第9条の3関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

三重県教育委員会 宛て

取下げ申請者

私は、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第6項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について			
ふりがな		所属	
氏名		職名	
2 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日		年 月 日	
退職すべき期日又は期間			

備考 「2 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※三重県教育委員会記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

(受理年月日のみ所属長（校長）が記入)